

令和元年度

# 学校いじめ防止基本方針

横芝光町立南条小学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、基本的人権を著しく侵害する行為であるため、いじめを絶対に許さない学校にする。

- (1) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。」という意識をもつ。
- (2) すべての児童にいじめは絶対に許されない行為だということを徹底するとともに、好ましい対人関係を築く力を養う。
- (3) いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが重要である。
- (4) 「いじめを認知しながら放置しない」環境づくりや児童等と教職員の人間関係の醸成を行う。
- (5) いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合も含め、いじめられている子どもを守り通すという観点から毅然とした対応をとることが必要である。
- (6) 社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。必要に応じて関係諸機関と連携し対応する。

## 2 いじめの定義

「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

いじめ防止対策推進法第二条

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。 ※〔 〕内は抵触する可能性のある刑罰法規

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる  
〔脅迫、名誉毀損、侮辱〕
- 仲間はずれ、集団による無視をされる  
〔刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要〕
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  
〔暴行〕
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする  
〔暴行、傷害〕
- 金品をたかられる  
〔恐喝〕
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする  
〔盗難、器物損害〕
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  
〔強要・強制わいせつ〕
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等  
〔名誉毀損、侮辱〕

## 3 いじめの基本的な考え方

### 【いじめの理解】

国基本方針では、いじめについて以下の①～④の視点を示している。

- ① 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。」
- ② 「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
- ③ 「『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。」
- ④ 「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。」

## 4 いじめの防止

### (1) 基本的な考え

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。学校便りなどで家庭に対していじめ防止の手立てを知らせる啓発を進める。

### (2) いじめの構造（いじめの4層構造）

- ① いじめめる児童生徒
- ② 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- ③ 傍観者（見て見ない振りをする）
- ④ いじめられる児童生徒

いじめの持続や拡大には、いじめめる児童生徒といじめられる児童生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

### (3) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実。
- ② 読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育む。
- ③ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ④ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。  
〔教育基本計画 平成26年6月14日閣議決定〕
- ⑤ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力を付ける。
- ⑥ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を付ける。
- ⑦ 児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

### (4) いじめが生まれる背景と指導上の注意

児童の問題・対人関係の不得手、表面的な人間関係、欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如、成就感・満足感を得る機会の減少、進学をめぐる競争意識、将来の目標の喪失、など

#### 【家庭の問題】

- ・ 核家族、少子家庭の増加→人間関係スキルの未熟さ
- ・ 親の過保護・過干渉→欲求不満耐性の習得不十分
- ・ 親の価値観の多様化→協調性・思いやりの欠如、規範意識の欠如

#### 【学校の問題】

- ・ 教師のいじめに対する認識不足、教師も児童も多忙で、お互いの交流が不十分
  - ・ 知識偏重など、価値観が限られていると、差別の構造につながりやすい
  - ・ 生活指導や管理的な締め付けが、集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすい
  - ・ 職員の不適切発言や体罰がいじめを助長する
  - ・ 過度の競争意識、勝利至上主義がいじめを誘発する
- ① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を進めていく。
  - ② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
  - ③ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

## (5) 自己有用感や自己肯定感・自己効力感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるようにする。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。さらに、児童ができたことを積極的に認めることで自己効力感を育み、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す。

## (6) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置）する。

## 5 早期発見

### (1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

したがって、学習指導とともに学校教育にとって重要な教育活動であり、学校を挙げての計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制づくりに努める取り組みが必要である。

- ① 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ② 児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ 教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ④ 日頃から、豊かな人間関係づくりを目的とした集団活動の充実に努める。
- ⑤ ピア・サポート、グループエンカウンターなどの実施により、人間関係を醸成するように努める。
- ⑥ 教科等の指導において、コミュニケーション能力の育成に努める。
- ⑦ 道徳教育や体験活動の充実に努め、人権感覚を高めるとともに「思いやりの心」を育む。
- ⑧ 携帯電話等インターネットを通じて行われるいじめについて、外部講師を招き、保護者・児童の学習会を開催する。

### (2) いじめの早期発見のための措置

学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。（アンケートは安心していじめを訴えられるように無記名などの工夫をする。また、学期ごとの節目で児童生徒の生活や人間関係の状況を把握する。）また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

- ① 保健室や相談室の利用。
- ② 電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配る。
- ④ 個人ノートや生活ノート等から交友関係や悩みを把握する。
- ⑤ 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ⑥ いじめに関する情報を学校職員全体で共有する。

### ■「いのちを大切にするキャンペーン」の実施

- 1 趣旨 児童生徒が、主体的な活動を通して「生きる力」や命を大切にする心を育むとともに、いじめは許されないという意識を高めることを目的とする。
- 2 奨励される内容
  - (1) 命の大切さやいじめ問題についての学年・全校討議
    - ① いきいきアンケート
    - ② 児童による学校評価
  - (2) 生命尊重やいじめ根絶に関するポスターや標語、作文等のコンクールや発表会
    - ① 家族で作ろう「心を育む標語」活動の実施（家庭）
    - ② いじめゼロ標語・人権標語・命を大切にする標語の掲示（校内）
  - (3) いじめ根絶に向けた学級でのルールづくり
    - ① いのちの大切さやいじめ・暴力の問題についての話し合い。

- (4) 思いやりの心を育てるボランティア活動や体験的活動
- ① なかよし集会（1年生歓迎集会）
  - ② 福祉体験（4年）
  - ③ 学区清掃（全校）
- (5) 保護者や地域住民との連携
- ① 授業参観・南条タイム
  - ② 民生児童委員との話し合い
  - ③ 1000か所ミニ集会
  - ④ 南条っ子（学校だより）での情報の発信
  - ⑤ 学校関係者評価委員による評価

## ■いじめに関する相談機関

校内相談担当 生徒指導主任・教育相談担当・教頭・養護教諭

### 校外相談機関

相談機関名	相談電話番号	時間帯
24時間いじめ相談ダイヤル 全国共通	057-0-78310	24時間
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間
子ども権110番	0120-007-110	9時～16時 月～金
中央児童相談所	043-252-1152	8時30分～20時 毎日
東上総児童相談所	0475-27-5507	9時～17時 月～金
千葉県警察少年センターヤングテレホン	0120-783497	8時30分～17時 月～金

## 6 いじめに対する措置

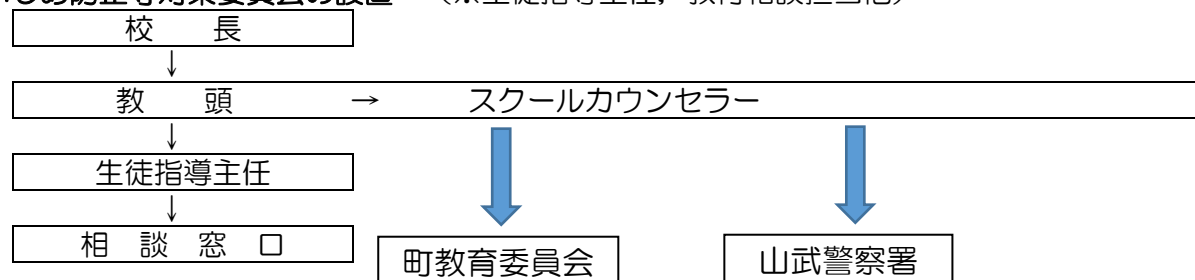
### (1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ ささいな徴候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等対策委員会」に直ちに情報を共有する。当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事実を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。

### いじめ防止等対策委員会の設置（※生徒指導主任，教育相談担当他）



- ※ 深刻なケースと判断した場合は、直ちに町教育委員会，スクールカウンセラー等との連携のもと，対応する。重大事件については，山武警察とも連携する。
- ※ 「いじめは，決して許されないことであり，また，どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであること」
- ※ 「いじめ問題については，学校のみで解決することに固執してはならないこと。」
- ※ 「学校においていじめを把握した場合には，速やかに保護者及び教育委員会に報告し，適切な連携を図ること」

- ⑤ 事実確認の結果は、校長が責任を持って学校設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通し、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ⑦ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめられた児童生徒又は、その保護者への支援

- ① いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え自尊感情を高める。
- ② 児童生徒の個人情報の取り扱い、プライバシーには十分に留意する。
- ③ 家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ④ いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去し、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行い、安全を確保する。
- ⑤ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ いじめられた児童生徒が安心して学習が出来るよう、いじめた児童生徒を別室で指導する。状況に応じて出席停止等の処置をとり、環境を整える。
- ⑦ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑧ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

### (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。
- ② いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ⑤ いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑥ 児童生徒の個人情報等の取り扱い、プライバシーには十分に留意し、以後の対応を行う。
- ⑦ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑧ 教育上必要があると認めるときは学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。  
※ 懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）停学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当、文書指導などがある。
- ⑨ いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。（児童の出席停止） 学校教育法 第35条

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童生徒にも対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許させない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ⑤ いじめの解決は、加害児童生徒が被害児童生徒への謝罪のみで終わるのではなく、他の児童生徒との関係の修復を経て、全ての児童生徒が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。
- ⑥ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込みをしないよう日頃より折に触れ指導する。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要において法務局又は地方法務局の協力を求める。  
※ プロバイダ責任制限法に基づく削除依頼手順等については、平成24年3月文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」参照
- ③ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 学校設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上の早期発見に努める。
- ⑤ 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ⑥ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

ネットいじめについて

ア ネットいじめとは

携帯電話・スマートフォン・パソコンなどの機器を通じて、インターネット上や情報通信端末上に、特定の子供の悪口や誹謗・中傷などを書き込んだり、メールを送ったりする方法で「いじめ」を行うもの。

イ ネットいじめの特徴

- (ア) 不特定多数から、絶え間なく誹謗・中傷などが行われる。
- (イ) インターネットの特性である「匿名性」から安易に書き込みができるので、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- (ウ) インターネット上に掲載された悪口や誹謗・中傷などの情報や画像などのデジタルデータは複製・加工が容易で、一度掲載された情報は完全に削除されることはなく、二次利用などでの被害も起こりやすい。
- (エ) 無料通信アプリ（メッセージアプリ）などでの限定されたコミュニティ（グループ）内で、悪口などが書き込まれた場合は、表面化しにくく、「いじめ」が発覚しにくい。
- (オ) 投稿された「つぶやき」や「画像」は、問題がある場合、一気に拡散することが多く、安易な投稿が大きな反響を呼ぶことがある。また、複製された情報は完全には削除することができない。
- (カ) 保護者や教職員が携帯電話・スマートフォン等の利用状況を把握することが難しく、また児童生徒が利用しているコミュニティ等を確認することが困難なため、実態の把握が難しい。
- (キ) 家庭用ゲーム機・携帯型ゲーム機・携帯型音楽再生機などでもインターネットへのアクセスが可能で、携帯電話・スマートフォン・パソコンなどがなくても被害者・加害者になる可能性がある。

#### ウ ネットいじめの種類

- (ア) 掲示板・ブログ・プロフィールサイトへの誹謗・中傷の書き込み
- (イ) 掲示板・ブログ・プロフィールサイトへ個人情報の無断掲載
- (ウ) メールを利用し、特定の子供に対しての誹謗・中傷を行う（個別・一斉・なりすまし）
- (エ) 「無料通信アプリ」などでの特定のグループ内の投稿に対する無視、グループ外し、誹謗・中傷、集団攻撃、問題画像の掲載
- (オ) 「つぶやきサイト」などを利用した誹謗・中傷・問題画像の投稿
- (カ) その他（今後の新規サービスの提供で、様々な形態で行われる可能性がある）

### 7 いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意が必要である。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

（国基本方針）

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### 8 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導體制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。学校における「いじめ防止等対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要で、日頃よりこれらの対応の在り方について全ての教職員で共通理解を図る。

① いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供をしたりできる体制をとる。

② 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題解決のための体制を整えておく。

③ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

#### (2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないよう、年間計画に位置づけた校内研修をする。



### (3) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### (4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。

- ① 問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を設定する。
- ② 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ③ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や、目標への対応状況を評価する。
- ④ 日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見が評価されるようにする。
- ⑤ いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組が評価されるようにする。

### (5) 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携を図る。

- ① 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設ける。
- ② 学校評価委員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

### (6) 重大事態への対処について

重大事態については国基本方針および県基本方針により適切に対応する。重大事態とは次のような場合を基準とする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
※ 重大事態と認められる場合、学校は町教育委員会に速やかに報告を行い、その後文書による報告を行う。町教育委員会は、教育事務所を經由し県教育委員会に情報を提供する。情報を受けた県は条例第5条第3項に基づき迅速に必要な措置を行って協力する。

### (7) 公表、点検

学校いじめ防止基本方針をホームページで公表し、広く周知する。また、県基本方針の内容に変更があった場合は、学校いじめ防止基本方針を見直し改善する。